

年企発 1 0 2 6 第 1 号
平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公 印 省 略)

東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付
期限等の指定について

東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長については、「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」（平成 2 3 年 3 月 2 9 日年企発 0 3 2 9 第 2 号企業年金国民年金基金課長通知）により厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましい旨を示したところである。

今般、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納付期限等を指定する件」（平成 2 3 年厚生労働省告示第 4 1 6 号。別紙参照。）により、岩手県と宮城県の一部地域に所在する事業所の厚生年金保険の保険料等の延長後の納付期限等が下記のとおり定められたので、貴管下の基金の指導に特段の御配慮賜りたい。

記

1. 延長後の納付期限

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

2. 延長後の納付期限が定められた対象地域

岩手県及び宮城県の一部の地域（別表 1）

※なお、宮城県及び福島県の地域にある事業所で、今回の告示で指定されない市町村（別表 2）に所在するものにあつては、別途告示により、納付期限が定められるものであること。

3. 対象となる掛金等

平成 2 3 年 3 月 1 1 日～平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日までに納付期限が到来する掛金等（平成 2 3 年 2 月分～平成 2 3 年 1 0 月分までの掛金等）

○平成23年12月15日を延長後の納付期限とする厚生労働省告示を行う地域（別表1）

	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納付期限を指定しない地域（別表2）

	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町 双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村

○厚生労働省告示第四百十六号

健康保険法(大正十二年法律第七十号)第百六十三條、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百三十七條、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九條(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二條第一項(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十九号)以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)、第二十三條第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)、第二十二條第二項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)、又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)、第二條第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百三十

三号)第六十二條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。)、第三十條(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という。)、第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。)、第三十八條第一項の規定により準用される場合を含む。)、の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三條第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(平成二十三年厚生労働省告示第六十六号)において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十二年度子ども手当支給法第二十二條第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)、及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。)(の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所のある事業主、当該地域に住所を有する船員保険法第三十條に規定する場合においては、同條の規定により船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所のある事業主、当該地域に住所を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する被保険者(同條第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。)、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する若しくは事業所若しくは事務所のある事業主若しくは事業所若しくは事務所のある事業主又は当該地域に住所を有する同條第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所のある事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所のある事業主のもの(以下「特定事務組合」という。)(に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもの)については、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年十二月十四日までの間に到来するものについて、平成二十三年十二月十五日とする。

平成二十三年十月二十六日
厚生労働大臣 小宮山洋子

都道府県名	地	城
岩手県	宮古市	大船渡市
	陸前高田市	釜石市
	気仙郡住田町	上閉伊郡大槌町
	下閉伊郡山田町	宮城県
	気仙沼市	多賀城市
	本吉郡南三陸町	